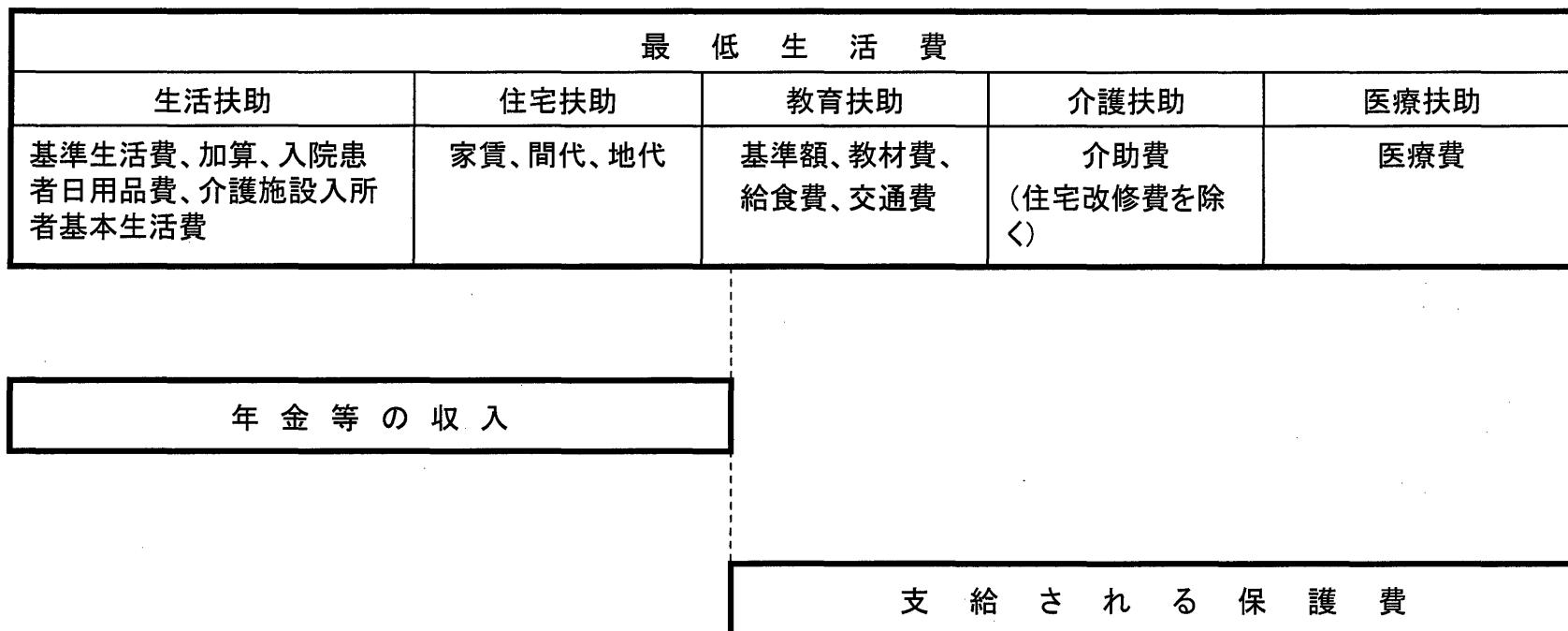


## 保護費の計算

### ■生活保護法(抄)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。  
(以下略)

- 保護費は、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を支給
- 最低生活費は、**各扶助の合計額として一体的に算定**



## 地方団体が税源移譲を求める補助金と生活保護との比較表

地方が改革案(2)で税源移譲を求めているもの(厚労省分)

地域の創意工夫がより可能な分野の補助金として地方が移譲を求めているもの。

### 【地域福祉系】

- 身体障害者福祉費補助金(支援費等分を除く)
- 児童福祉事業対策費等補助金
- セーフティネット支援対策等補助金(ホームレス対策事業分)等

### 【保健衛生系】

- 疾病予防対策事業費等補助金
- 保健事業費等負担金((目細)保健事業費負担金)等

### 【介護系】

- 在宅福祉事業費補助金(支援費等分を除く)

### 【地域医療系】

- 医療施設運営費等補助金((目細)救急医療施設運営費補助金等)
- 地域医療対策費等補助金

### 【子育て系】

- 児童保護費等補助金(支援費等分を除く)
- 次世代育成支援対策交付金 等

### 【施設系】

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- 次世代育成支援対策施設整備交付金 等

合計：約4,800億円

※この他に、厚労省分として、昨年度提案分のものが約3,500億円あり、これをあわせると厚労省分に係る地方の改革提案は約8,300億円となる。

地方が改革案(2)で税源移譲を求めていないもの

生活保護事務や児童扶養手当支給事務等は、地方自治法に定める法定受託事務として、国が責任をもって制度設計を行い、適正な事務処理に必要な処理基準等をきめ細かく定めるべき事務であり、地方自治体は、国が定めた認定基準への当てはめ、事実認定を行うのみ。

地方の改革案(2)は、

○年金・生活保護等のように所得再配分をして、所得保障する「金銭給付」は国、

○介護・保育等のように地域のニーズにあつた現物給付を行う「対人社会サービス」は地方

という考え方により提示。